

主管 佼成霊園	名称 佼成霊園 納骨室使用基準	記 番 号 2-15- 2- 1
		改正施行 令 5. 12. 1

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この基準は、佼成霊園納骨室使用規程に基づき、立正佼成会附属佼成霊園納骨堂（以下、「納骨堂」という。）内の納骨室の使用に関する事項を定める。

第 2 章 使用申込

(申込資格)

第 2 条 納骨堂内の納骨室の使用を申込む者は次の各号の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 本会の会員であること。
- (2) 収蔵する遺骨の親族であり、且つ祭祀の主宰者であること。

(申込方法)

第 3 条 申込は所属教会を通して行うものとする。

- 2 申込にあたっては親族 1 名の保証人を必要とする。
- 3 所定の申込書に必要事項を記入し、教会へ提出する。
- 4 教会長の承認を得て立正佼成会附属佼成霊園（以下、「霊園」という。）管理者宛に申込書を提出する。
- 5 使用の可否は教会に通知する。

第 3 章 保管・供養

(保 管)

第 4 条 使用者には収蔵区画と使用期間を明記した遺骨預り証を交付する。

- 2 使用期間中は原則として収蔵区画は変更しない。やむを得ない事情により変更を行った場合は、その旨を速やかに使用者に通知し、新たな収蔵区画を明記した遺骨預り証を交付する。
- 3 収蔵および遺骨返還時を除き納骨室へ立ち入ることはできない。

(供 養)

第 5 条 使用者は、別に定める納骨堂参拝可能時間内において、納骨堂ご宝前に自由に参拝することができる。

- 2 納骨堂において、収蔵されている霊位の祥月命日にその戒名を読み上げ読経供養を行う。

第 4 章 使用料金等

(使用料・更新料)

第 6 条 使用料・更新料は別に定める。

- 2 使用期間の延長を希望する場合は、所定の更新料を納付し更新手続きをおこなう。
- 3 事情により、使用期限を超えて納骨室を使用せざるを得ない場合は、1 年を限度として延長使用を認める。その場合、延長使用料として 1 カ月につき更新料の 1/2 の 1 を

納付するものとする。

- 4 1年以上の延長が必要な場合は2年間の更新とみなし、所定の更新手続きを行う。
- 5 使用者の希望により、使用期間終了前に遺骨を受領し、納骨堂の使用を終えることができる。その場合、既納の使用料は返還しない。

(保管料)

- 第7条** 保管料は納骨堂の維持管理および事務管理、その他の費用にあてるものであり、1月から12月を会計年度として、別に定める額を毎年1年分として前納する。
- 2 使用を開始する年度については、使用開始月から12月までの月数に応じて別に定める月割額を納付する。
 - 3 年度途中で遺骨を受領し納骨室の使用を終える場合は、1月から使用終了月までの月数に応じて別に定める月割額を納付する。
 - 4 同一年度内に使用開始、使用終了が行われる場合は使用開始月から使用終了月までの月数に応じて別に定める月割額を納付する。

(手数料)

- 第8条** 使用者の要請により証明書の発行等を行った場合は、別に定める手数料を納付する。

(料金の改定)

- 第9条** 料金の改定は、事業を所管する時務グループが、立正校成会稟議規程の定めに基づいて行う。

第5章 その他

(変更届出)

- 第10条** 使用者、および保証人の状況（申込書記入内容）に変更があった場合、使用者はすみやかに変更内容を届け出なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成26年1月1日から施行する。
- 3 この改正された基準は、令和5年12月1日から施行する。